



増田労働衛生コンサルタント事務所
所長 増田 稔久

全国労働衛生週間を迎えて

今年も10月1日から全国労働衛生週間が始まりました。

実施要綱や『労働衛生のしおり』（中災防発行）を見る

と、最新の労働衛生の現状や課題を知ることが出来ます。今回、実施要綱で最初に注目したのが「攻めの予防医療」の「攻め」との言葉です。この攻めは疾病の早期発見と治療、健康増進対策の推進を強調しています。もっとも安全衛生全般でも同様で、災害は隙を突いてきます。「危険有害要因をリスクアセスメントとKY（危険予知）等で攻め続け、対策を講ずることが重要」と考えます。

さて本号では、労働衛生の課題の一つである「過労死等」の情報を紹介します。過労死等は「過労死等防止対策推進法」で定義され、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害とされています。今年7月、厚労省は「過労死等の労災補償状況（令和7年度）」を公表しました（別掲1）。

同法が制定された12年前の平成26年と比較すると、精神障害関係の請求と支給決定件数が急増していることが分かります。その理由としては、依然として厳しい職場状況があることに加えて、過労死等の認定基準の改正や制度が広く認識され、請求件数が増加したと推測されます。

（別掲1）

過労死等の請求、支給（認定）決定件数 厚労省HPから引用

脳・心臓疾患

	平成26年度(件)	令和7年度(件)	増減比較 (%)
請求件数	763	1254	164%
支給決定件数	277	217	78%

精神障害

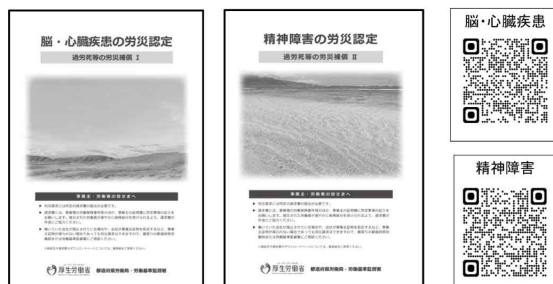
	平成26年度(件)	令和7年度(件)	増減比較 (%)
請求件数	1456	4958	341%
支給決定件数	497	1082	218%

参考：「過労死等」の定義は、「過労死等防止対策推進法」（平成26年制定）第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」とされている。

なお「過労死等」の件数は発症の件数であって、死亡以外の病状や自殺未遂も含んでいる。

（別掲2）

過労死等の労災認定基準リーフレット 厚労省HPから引用



厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災認定の基準として「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」を定め、令和3年9月に改正された。

また「精神障害」について、労災認定の基準として「心理的負荷による精神障害の認定基準」が定められ、令和5年9月に改正された。

過労死等の認定基準には、別掲2のとおり2種のリーフレットがあります。QRコードで内容をご覧ください。特に、いずれのリーフレットも末尾に具体的な認定事例が数件示され、内容がより理解しやすくなっています。そのひとつは、脳疾患に関して時間外労働が月平均64時間で認定された事例で、基準が柔軟に



厚生労働省
あかるい職場応援団
「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット」

このほか、今月からハラスメント対策が強化されました。厚労省のハラスメント総合情報サイト「あかるい職場応援団」には、最新のパンフレットが88ページのポリシーで掲載されています。ハラスメントで自身が被害者や加害者にならないためにも、新たな基準を読み直しました。